

厚真町飲食事業者等感染防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症流行の長期化及びアフターコロナに対応するため、町内の飲食店等事業者が新型コロナウイルス感染防止対策を強化するために購入した備品等に対する支援を目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内に事務所又は住所を有する個人、団体又は法人（以下「団体等」という。）であり、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 関係法令による許認可等が必要な事業にあつては、当該許認可等を取得していること、又は取得の見込みがあること。
- (2) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (3) 町税等の公租公課を滞納していないこと。
- (4) 日本標準産業分類の中分類又は小分類において規定されている次のアかシのいずれかの項目に該当する事業を営んでいる者

ア 飲食料品小売業

イ 機械器具小売業

ウ その他の小売業

エ 無店舗小売業

オ 飲食店

カ 道路旅客運送業

キ 宿泊業

ク 持ち帰り・配達飲食サービス業

ケ 経済団体

コ 洗濯・理容・美容・浴場業

サ その他の教育、学習支援業

シ その他のサービス業

(5) 業務において対面でのサービスを提供する者

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和3年5月16日から令和4年3月31日までの間に、次の各号のいずれかの対策のために購入した備品等及び修繕等に係る経費とする。

(1) 飛沫感染予防対策

(2) 接触感染予防対策

(3) 換気による感染予防対策

(4) 健康管理対策

(5) その他感染防止に資する対策

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額とし、1事業者当たり上限を300,000円、下限を15,000円とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請並びに受付期間)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 厚真町飲食事業者等感染防止対策補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 購入した備品等の品目、数量、購入金額、支払日等を確認できる書類（領収書等）の写し並びに購入予定である備品等の品目、数量、購入金額等を確認できる書類（見積書等）の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 本要綱に基づく申請受付は、令和4年3月31日までとする。

(交付申請の制限)

第6条 申請者は、補助対象として申請した経費に関して、申請日前に同一物品等について他の補助金等を受けているものについては、原則、これを申請できない。

2 申請者は、補助対象として申請し交付された経費に関して、同年度中に同一物品等について他の補助金等を受けてはならない。

3 本要綱に基づく補助金の交付申請は、1事業者につき1度限りとする。ただし、上限額に満たない場合は、その限りではない。

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請を受けたときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査し、規則第7条に基づき補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

2 前項に定めるもののほか、町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 団体等は、補助金等の決定の内容に関し計画を変更しようとするときは、規則第9条に基づき補助金等変更承認申請書（規則様式第3号（第9条関係））を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、補助金等変更指令書（規則様式第4号（第9条関係））により団体等に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた団体等は、補助事業が完了したときは、厚真町飲食事業者等感染防止対策補助金実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、規則第14条に基づき交付額の確定を行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた団体等は、速やかに町長に対して補助金請求書（様式第3号）を提出するものとする。

2 事業の性質上その事業の完了前に交付する必要があると認めるときは、一括又は分割により概算払をすることができる。

3 概算払を受けようとする団体等は、規則第10条に定める補助金等概算払請求書（規則様式第5号（第10条関係））を町長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。